

令和 5 年 11 月 2 日
総合政策局バリアフリー政策課

国土交通省所管事業における対応指針の改正について ～障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図ります～

国土交通省では、来年 4 月に施行される障害者差別解消法^{※1} 及び同法に基づく基本方針の改正を踏まえて、所管事業における対応指針^{※2} を改正しましたので、お知らせいたします。

<主な改正内容>

- 障害者差別解消法の主な改正内容である「事業者における合理的配慮の提供の義務化」や基本方針の改正内容、意見交換会・パブリックコメントの結果を踏まえて、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供の具体例等を追加しました。

<背景・経緯>

- 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする差別を解消するための措置として、民間事業者に対して「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を求めており、その具体的な対応のあり方として対応指針を策定し、所管事業者に対し周知・啓発を行って参りました。
- こうしたなか、改正法^{※3}が令和 3 年 6 月に公布され、令和 6 年 4 月に施行されます。また、基本方針についても令和 5 年 3 月に改正されました。
- 国土交通省では、対応指針の改正に向け、障害者団体及び事業者団体等で構成される意見交換会を開催して関係者間で議論を進めてきました。意見交換会での議論を踏まえて取りまとめを行い、パブリックコメントを実施することで広く意見募集を行いました。

※ 改正後の対応指針は、以下の国土交通省ウェブサイトでご覧になれます。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000063.html

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)

※2 国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

※3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 56 号)

<問い合わせ先>

総合政策局バリアフリー政策課 松田、河内

TEL : 03-5253-8111 (内線 26-503)、03-5253-8305 (直通)

メール : hqt-sabetsu-kaishou-honsyou★gxb.mlit.go.jp

(「★」を「@」に置き換えてご送付願います)

概要

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、**共に生きる社会（共生社会）を実現すること**を目指しているところ。
- 「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**（平成25年法律第65号。「障害者差別解消法」）」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする**「不当な差別的取扱い」を禁止**し、障害のある人から申出があった場合に**「合理的配慮の提供」を求める**ことなどを通じて、**「共生社会」を実現することを目指している**。

対象となる「障害者」は？

「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象（障害児を含む。）

対象となる「事業者」は？

「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人のこと。
ボランティア活動をするグループなども含まれる。

「対応要領」、「対応指針」とは？

- **対応要領：**
国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するため、**不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」**を、**障害のある人などから意見を聴きながら作る**こととされている。役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をする。
※都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることに努めることとされている。
- **対応指針：**
事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、**不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」**を、**障害のある人などから意見を聴きながら作る**こととされている。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されている。なお、事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合には、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることもある。

	定める機関	対象
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

「不当な差別的取扱いの禁止」・「合理的配慮の提供」・「環境の整備」

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	環境の整備
行政機関等	義務	義務	努力義務
事業者	義務	努力義務	努力義務

改正の概要

改正の経緯

- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、**事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付ける**とともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする、改正障害者差別解消法が令和3年に成立。
(令和6年4月1日から施行)
- これを踏まえ、政府全体としては障害者差別解消法に基づく「**基本方針**」を、各省庁においては所管事業に係る「**対応指針**」、職員に係る「**対応要領**」を、それぞれ**改定する必要**。

改正内容

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする

(参考) 政府の広報資料



障害者差別解消法が変わります！
令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます！

改正前	改正後
合理的配慮の提供	義務
努力義務	義務

改正後

合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いが共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組のリーフレットを過ぎておえていきましょう！

社会的障壁の除去とは？
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いが共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組のリーフレットを過ぎておえていきましょう！

合理的配慮の提供とは？
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いが共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組のリーフレットを過ぎておえていきましょう！

社会的障壁を取り除くための申し出
合理的配慮の提供

事業者の意向確認に役立つ
理解促進ポータルサイト
事業者の意向確認に役立つ
事例データベース

障害者白書
障害者白書
障害者白書

内閣府 内閣府 内閣府 内閣府 内閣府
〒100-8914 東京都千代田区千代田1-6-1 03-5223-2111 (内線)